

平成 27 年(2015 年)11 月 19 日

課 (室) 長
現 地 機 関 の 長
企 業 局 課 長
企業局現地機関の長
議 会 事 務 局 課 長
教育委員会事務局課長
教育委員会事務局現地機関の長
教 育 機 関 の 長
人 事 委 員 会 事 務 局 次 長
労働委員会事務局課長
警 察 本 部 会 計 課 長
警 察 署 等 の 長

様

総 務 部 長
会 計 管 理 者

平成 27 年度監査委員定期監査報告への対応について (通知)

このことについて、監査委員から平成 27 年度定期監査の結果に関する報告がされました。

報告では、大北森林組合に対する不適正な補助金交付事務を含む 4 件という多くの指摘事項をいただいています。これらは、県民の信頼を裏切る極めて遺憾な事案であり、すべての県職員が自らのこととして真摯に受け止めて、職員の意識改革、組織風土の改善に取り組み、県組織全体の法令順守体制を確実に実施することで、職員の意識を高め、県民から信頼される組織づくりを推進していかなければなりません。

指摘及び指導を受けた課所はもとより、それ以外の所属においても、それぞれの事務を改めて点検し、所属長の責任において、同様の事例が二度と発生しないよう取り組む必要があります。

複数年にわたり指導等を受けている事例に関しては、監査委員事務局で取りまとめている「まちがしやすい事例集」を参考に別紙のとおり整理しましたので、各所属において十分留意いただくとともに、関係課所全体の是正措置と再発防止を徹底してください。

(参考)

○平成27年度定期監査の結果に関する報告

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kansa/kensei/kansa/kekka/documents/kk271119.pdf>

○「まちがしやすい事例集」

<https://sj2pta.pref.nagano.lg.jp/aqua/c51c722e-0385-4e18-abf2-21bde7fccd52/view?exa=fla&t&modified=1447912370395&accessUser=5171>

人事課コンプライアンス推進室
(室長) 宮下克彦
(担当) 清沢浩志、樋沢和幸
電 話 026-235-7031 (直通)
2047 (内線)
ファクシミリ 026-235-7395
E-mail compliance@pref.nagano.lg.jp

総務部行政改革課
(課長) 井出英治
(担当) 青木能健、桐山准、田中幸司
電 話 026-235-7029 (直通)
2558 (内線)
ファクシミリ 026-235-7030
E-mail gyokaku@pref.nagano.lg.jp

会計局会計課会計指導担当
(課長) 堀田文雄
(担当) 若林弘康、和田稔
電 話 026-235-7358 (直通)
3841 (内線)
ファクシミリ 026-235-7358
E-mail kaikei@pref.nagano.lg.jp

(別紙) 複数年にわたり指導等を受けている事例

分類	事例	平成27年度の指導等課所	「まちがえやすい事例集」記載No. または指導年度	
収入	調定の時期が適切でないもの	<p>○継続分の行政財産使用料(360円)について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、6月9日に調定を行い、納期を6月27日としていた。</p> <p>○行政財産使用許可の土地、建物(8件)について、使用許可が継続の場合の次年度以降の使用料は4月30日までに徴収すべきところ、5月中に行っていた。</p>	建設事務所 地方事務所	<p>・事例集 No.7</p> <p>・H24,H25,H26指導</p>
		<p>○行政財産使用許可に伴う管理経費については、原則として毎月調定のうえ徴収すべきところ、庁舎の使用許可に係る平成26年4月分から27年3月分までの管理経費合計3,846,708円を年度末に一括調定し、徴収していた。</p>	こども・家庭課	<p>・事例集 No.8</p> <p>・H26指導</p>
		<p>○継続分の道路占用料(9,565,189円)及び河川占用料(5,561,283円)について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、4月30日(河川)、5月1日(道路)に調定を行い、納期を5月23日としていた。</p>	建設事務所	<p>・事例集 No.12</p> <p>・H25指導</p>
	使用料の算定を誤っていたもの	<p>○駐車場に係る行政財産目的外使用許可において、使用料の額は土地の評価額に100分の6.48を乗じて算定すべきところ、100分の6を乗じて算定したため、354円の徴収不足が生じた。</p>	障がい者支援課	<p>・事例集 No.2</p> <p>・H26指導</p>
	その他収入に関する事務処理が適切でないもの	<p>○道路占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していなかった。</p>	建設事務所	<p>・H24,H25,H26指導</p>
		<p>○急傾斜地崩壊対策事業について、市町村から工事公告前に負担金を徴収すべきところ、年度末までその徴収を怠っていた。</p>	建設事務所	<p>・H24,H26指導</p>
契約	入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	<p>○橋梁修繕の設計業務委託の発注に際し、長野県建設工事請負人等選定委員会による審議を行っていなかった。</p> <p>・自然公園施設等整備事業 契約額 334,800円</p> <p>○職員宿舎改修工事の実設計業務委託の発注に関し、長野県警察建設工事請負人等選定委員会(所委員会)の審議を行っていなかった。</p> <p>・職員宿舎A屋根外壁等改修工事実施設計業務 契約額 600,480円</p>	自然保護課 警察署	<p>・事例集 No.22</p>
	入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの	<p>○ひとり親家庭就業支援講習会委託事業において、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、1者の見積りにより業者を決定していた。</p>	こども・家庭課	<p>・事例集 No.25</p>

(別紙) 複数年にわたり指導等を受けている事例

分類	事 例	平成27年度の指導等課所	「まちがえやすい事例集」記載No. または指導年度	
契約	<p>その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p>	<p>委託の増額変更契約に係る契約保証金について、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。また、建設工事に係る契約保証金について、本来ならば徴収すべきところ、これを免除していた。</p> <p>○当初契約時には、契約保証金免除申請書の提出があり、これにより過去2年間の実績を確認し免除したが、増額変更時には、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。</p> <p>平成26年度復旧治山火山地域委託 増額変更契約 当初契約額: 973,080円 変更後契約額: 1,101,600円 契約保証金の額: 12,852円</p> <p>○契約人に、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行した実績がなかったにもかかわらず、財務規則第143条第3号の規定により契約保証金を免除していた。</p> <p>保健室冷房設置事業 契約額: 1,674,000円 契約保証金の額: 167,400円</p>	<p>地方事務所</p> <p>高等学校</p>	<p>・H25指導</p> <p>・H25,H26指導</p>
	<p>職員手当支給の返納又は追給を要するもの</p>	<p>○教育業務連絡指導手当について、出勤日でない日を支給の対象としたため、3件300円の過払いとなった。</p>	<p>養護学校</p>	<p>・H24,H25,H26指導</p>
支出	<p>旅費の返納又は追給を要するもの</p>	<p>○職員に対する旅費について、重複して支給していたため、13件17,500円の過払いとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方事務所商工観光課(1件 3,180円) ・高等学校(2件 2,400円) ・高等学校(5件 7,360円) ・高等学校(3件 3,450円) ・高等学校(2件 1,110円) 	<p>教育事務所</p>	<p>・H26指導</p>
	<p>事前審査に関する事務処理が適切でないもの</p>	<p>○補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域少子化対策強化補助事業補助金 交付決定額 10,008,000円(交付決定時) 	<p>次世代サポート課</p>	<p>・事例集 No.40</p> <p>・H23,H25,H26指導</p>
		<p>○工事請負費について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品工場除却工事 当初契約 51,732,000円(事前審査済) 増額変更契約 3,346,920円(契約変更時事前審査未了) 	<p>産業立地・経営支援課</p>	<p>・H26指導</p>

平成27年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成27年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等にのっとり適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成26年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象345機関（一般会計・特別会計339機関、企業特別会計6機関）について、平成27年2月6日から11月9日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表（45～49ページ）のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計の実施機関339機関のうち、151機関については実地監査を、188機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	81	79	2
現 地 機 関	258	72	186
計	339	151	188

(2) 企業特別会計の実施機関6機関のうち、2機関については実地監査を、4機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	1	1	0
現 地 機 関	5	1	4
計	6	2	4

(3) 工事等監査については、上記(1)及び(2)の実施機関345機関のうち、工事実施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,073件、契約金額で727億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：8.4%、抽出金額率：42.7%）。実施機関の一覧は、別表（45～49ページ、*印箇所）のとおりです。

区 分	全 体 箇 所		うち監査実施箇所	
	件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
工 事	8,266	1,384.0	686	567.4
委 託	4,437	318.1	387	159.9
計	12,703	1,702.1	1,073	727.3
抽出率（%）	—	—	8.4	42.7

- (4) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (5) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。
- (6) 重点監査は、テーマを「不用品売却の状況について」及び「トンネル照明施設について」として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果、一般会計・特別会計において、指摘事項4件、指導事項が29件、検討事項が1件ありました。また、企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

(単位：件)

区 分	一般会計・特別会計			
	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	2	6		8
契 約 事 務		9		9
支 出 事 務		13		13
補 助 金 事 務	2	1		3
財 産 管 理 事 務			1	1
計	4	29	1	34

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(注) 次ページ以降の表中の【工事等監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

一般会計・特別会計

指 摘 事 項

分類	指 摘 事 項 (分類コード)	機関名
収入 事務 2 件	1 調定の時期が適切でないもの (124)	
	<p>収入に関する事務において、前年度及び前々年度の監査で指導したにもかかわらず、定められた期日までの処理がなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部事務所の継続分の行政財産使用料 (360円) について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、6月9日に調定を行い、納期を6月27日としていた (平成26年度において指導事項)。 ・本所の継続分の道路占用料 (9,565,189円) 及び河川占用料 (5,561,283円) について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、4月30日 (河川)、5月1日 (道路) に調定を行い、納期を5月23日としていた (平成25年度において指導事項)。 	佐 久 建設事務所
	2 その他収入に関する事務処理が適切でないもの (130)	
	<p>本所の道路占用及び河川占用について、平成24年度及び25年度において処理すべき許可事務を、平成26年度になって行ったため、徴収すべき占用料350,000円程度が徴収できなかった。</p>	佐 久 建設事務所
補助金 事務 2 件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (430)	
	<p>(1) 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金において、農業者が借入金を繰上償還した後も、十分な確認をしないまま利子助成金を交付していた (いわゆる「過交付」)。過交付した補助金のうち、4件348,466円については、消滅時効により回収不能となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上伊那地方事務所農政課 (3件319,936円、過交付期間 平成16～25年度) ・松本地方事務所農政課 (1件 28,530円、過交付期間 平成20～26年度) 	上 伊 那 地方事務所 農 政 課 松 本 地方事務所 農 政 課

分類	指 摘 事 項 (分類コード)	機関名
補助金 事務	(2) 造林関係補助事業において、平成19年度から25年度までの長期間にわたり、財務関係法令を逸脱した不適正な補助金交付事務が行われていた。	北 安 曇 地方事務所 林 務 課

第4 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

1 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 法令遵守体制の確立

北安曇地方事務所管内の大北森林組合による補助金不正受給が発覚したことを発端に、北安曇地方事務所林務課において、長期間にわたって財務関係法令を逸脱した補助金交付事務が行われていたことが明らかになりました。林務部で他管内においても調査を実施した結果、佐久地方事務所及び松本地方事務所管内の森林組合においても不適正な事案が判明しました。

このような県に対する信頼を損う事案が発生したことは誠に遺憾であります。

今回の事案を契機として、全庁的に職場風土の徹底的な改善を行うため、総務部に新たにコンプライアンス推進室を設置するとともに、外部から専門家を登用することにより、職員の意識改革を促し、風通しの良い職場づくりを進めることで、不祥事の未然防止を図り、これまで以上に県民から信頼される組織づくりを推進することとしています。

この取組を確実に実行することにより、県組織全体の法令遵守体制を確立し、職員の意識を高め、財務関係法令を逸脱する行為がなされることのないよう徹底してください。

2 補助金交付事務等会計事務の適正な執行に向けた取組の徹底

前年度の監査結果では、補助金交付事務等会計事務について、交付決定や完了検査、確定などの事務処理の懈怠^{けたい}、支出負担行為の事前審査や契約保証金納付免除に係る財務規則違反等の指導事項、指導事項にならなかったものの、契約や収入・支出の事務における会計事務処理上のミスなど、事務の改善を求めたものが多々ありましたが、本年度の定期監査においても同様の事案が散見されました。

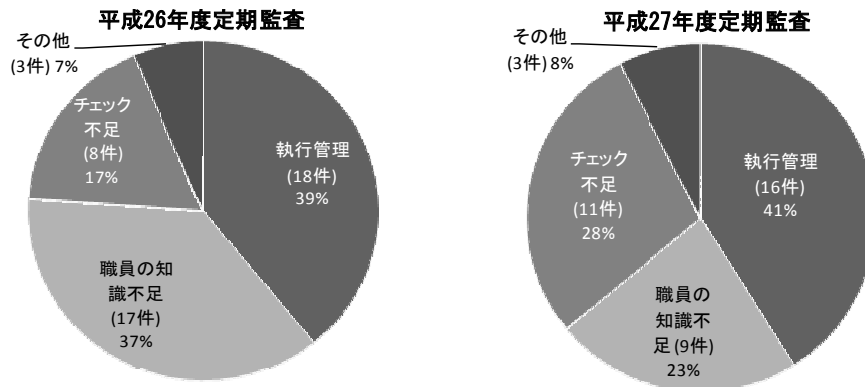
前年度に指導事項とされた不適正な事務処理について、当該部署の問題として処理し、機関の問題として対応していなかったため、本年度についても同様の不適正な事務処理を繰り返していた機関がありました。このような事態は重く受け止めなければなりません。

定期監査の指摘・指導事項案件の主たる発生原因を次の4類型に整理し、その内訳の構成比率を、昨年度と比較したものが次ページの円グラフです。本年度についても、①「執行管理」及び③「チェック不足」によるミスの割合がさらに増加している傾向が見られました。

- ①「執行管理」 …収入調定の遅延や支払遅延、事前審査漏れなどの執行管理に問題があったもの
- ②「職員の知識不足」 …収入調定の誤りや、不作為などの職員の知識不足や誤認等によるもの
- ③「チェック不足」 …計算などの単純ミスやチェック体制に問題があったもの
- ④「その他」

監 査 委 員 の 意 見

(指摘・指導事項に係る延べ機関数により集計)



また、本年度の指摘・指導事項に係る延べ機関数について見ると、昨年の46機関から39機関に減少していますが、その一方で、発生件数は33件となり、前年度の30件に比べて3件増える結果となりました。

不適正な事務処理の再発防止を図るためには、その背景や原因を分析し、情報を共有し、実効性のある実態に即した業務改善を図ることが必要です。

具体的には、職員の法令遵守を徹底することはもとより、能力・資質の向上のための会計事務研修を充実させること、事務処理の可視化など内部統制機能の向上を図ること、チェック体制や検査体制の整備充実を図ることなど様々な方策が考えられます。

本年度「会計事務のミス防止のための取組事例について」を参考として取りまとめ、41ページから44ページに掲載してあります。これらの会計事務のミス防止のための取組事例を参考に、各機関の実情に合わせた有効かつ実効性のある対応に努めるとともに、担当者任せにせず、組織をあげて、会計事務の適正な執行に向けて取り組むよう徹底してください。